

令和3年度第1回消防運営審議会の会議録

審議会等名	令和3年度第1回海老名市消防運営審議会
開催日時	令和3年11月26日(金) 午後1時30分から午後3時まで
場所	海老名市消防署西分署
出席者	海老名市消防運営審議会委員会 委員8名 消防長、消防次長、消防署長、 消防総務課長、消防総務課地域消防担当課長、 消防総務課庶務係長、警防課長、警防課警防係長、 警防課救急救命係長、予防課長、予防課予防査察担当課長、 予防課予防査察係長、予防課危険物指導係長、 消防署管理課長、消防署管理係長、消防署第1警備課長、 事務局2名
傍聴人数	0名
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開
諮問事項	消防団員の報酬等の改正について
報告事項	<p>【消防総務課】</p> <p>(1) 消防署西分署運用開始に伴う効果について</p> <p>(2) 消防署南分署整備事業について</p> <p>【予防課】</p> <p>予防課事業報告について</p> <p>【警防課】</p> <p>(1) 消防本部における新型コロナウイルス感染症傷病者対応について</p> <p>(2) 搬送用アイソレーター購入について</p> <p>(3) 救急救命士による市民へのワクチン接種について</p> <p>(4) 新規高規格救急自動車の購入について</p>

	【管理課】 管理課・警備課の事業報告について（消防署管理課・警備課）
資 料	※別添 「資料」 のとおり

○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

1 開会	
	※消防総務課長により開会宣言、資料確認等
2 消防長あいさつ	
【消防長】	<p>この消防運営審議会でございますが、市長の諮問に応じて消防行政の運営に関する重要事項を調査及び審議するものでございます。委員の皆様の任期につきましては、令和3年8月1日から2年となっております。どうぞ2年間よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の市長からの諮問事項でございます。近年、消防団員の確保に苦慮している状況が続いている中、消防団員数も年々減少しております。昭和30年代には200万人いた消防団員も現在80万人と減少しております。歯止めが利かない現状となっております。そのような状況の中、今年4月に消防団の報酬等の基準の策定について、総務省消防庁長官より全国に通知がなされました。本日はその内容について、県内の状況を踏まえ、当市についても報酬等の改正案を作成いたしました。委員の皆様にはご審議をお願いしたいと思っております。</p> <p>また、令和3年度海老名市消防本部の主要事業の内容も報告させていただきたいと思っております。委員の皆様にはご意見をいただき、今後の消防行政に活かして参りたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日ご出席の皆様方のますますのご健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますが、あいさつと代えさせていただきます。</p>
3 自己紹介	
	※委員及び職員自己紹介
4 役員選出	
	会長

	立候補者なし 推薦で決定 副会長 立候補者なし 推薦で決定
5 会長あいさつ	
【会長】	<p>今回の審議会は、消防運営審議会委員として任期2年間の最初の開催となります。初めて委員になられた方もいらっしゃると思いますが、副会長を始め、委員の皆様方、2年間どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>今回は市長からの諮問があり、皆様にお集まりいただいております。消防本部から諮問についての説明がありますが、委員の皆様には、様々な視点でのご意見、ご審議をお願いいたします。</p> <p>また、消防本部各課の事業について報告があると思いますが、こちらについても、ご意見、ご質問をいただければと思っております。</p> <p>結びに、委員の皆様には、今後も海老名市が安心・安全で暮らせるよう、御協力をお願いし、会長あいさつとさせていただきます。</p>
6 諮問事項	
【消防総務課】 消防団員の報酬等の改正について	
【消防総務課】	※資料のとおり説明
【委員】	8,000円未満または条件付きで改正する市町村が21団体あるが、条件付きとはどのようなものか。
【消防総務課】	一番多い条件は従事時間を区切り、最大8,000円を支給するもの。例えば、4時間未満従事した場合は4,000円、4時間以上従事した場合は8,000円を支給するといったもの。また、時間給としている団体や1団体のみだが、放水の有無で金額を決めている団体もある。
【委員】	国から示された内容に従わなくてもよいのか。
【消防総務課】	条件付き改正については、説明させていただいた通り。改正を行わない市町村については、発せられた通知以前に額の改正を行っており、改正が難しいものと推測する。消防団員の報酬額については、市町村の条例で定めることとされているため、一概に義務を課すものではないが、全国的に消防団員の減少が危機的状況にあることなどの考えに基づき、出動報酬の基準となる額や考え方を国で示してい

	<p>るもので、海老名市としては、この考えに沿って災害出動手当とその他の出動手当をを出動報酬に改め、災害出動報酬の額は、災害（火災・風水害等）に関する出動については標準額として示された1日当たり8,000円としたいもの。検討段階では、当市も他市のように従事時間を区切り、最大8,000円とする案もあったが、災害出動には危険が伴い、消防団は生業や家族との時間を中断して、災害に出動していることを考慮し、時間で区切ることはせず、国の示した通り、1日当たり8,000円としたいと考える。</p>
【委員】	<p>海老名市を含む8市が条件なしの8,000円に改正するということでよろしいか。</p>
【消防総務課】	<p>その通り。</p>
【委員】	<p>国から示された8,000円という金額を基に、各市町村で判断しているということか。</p>
【消防総務課】	<p>その通り。上限を8,000円とし、時間が短い災害に関しては4,000円や5,000円に区切る市町村が多いようだ。</p>
【委員】	<p>記憶にも新しい、熱海市の災害の時にも消防団員の活躍する姿はテレビ等で目にした。やはり基準額の8,000円に改正することは必要なことと感じる。</p>
【消防総務課】	<p>国の調査では消防団の火災等の出動件数は減少しているが、台風など長時間活動する自然災害への出動が非常に多くなっている。その点も含め、1日あたり8,000円というのは国が考えた基準でもあり、当市でも妥当な金額であると考えている。</p>
【委員】	<p>火災でも誤報があるかと思うが、誤報の火災に出動した際はどのようにするのか。</p>
【消防総務課】	<p>内部での検討の際も、誤報でも8,000円お支払いするのかという議論があった。消防団の方はお仕事をされており、それをすべて中断し、現場に向かっていたため、誤報に出動された際でも8,000円という金額は、妥当な金額と考えている。</p>
【委員】	<p>海老名市の財政の面で、今までより支払う金額が増えると思うが。</p>
【消防総務課】	<p>今までは、1つの災害に3個分団が出動していたが、西分署が開署されたことと、消防団の負担軽減として、1つの災害に担当地区の1個分団が出動となった。以前の1つ</p>

	<p>の災害に3個分団が4,000円又は3,000円で出動していた場合と、現行の1つの災害に1個分団が出動し、8,000円に増額した場合は、あくまでも予算ベースだが、年間45万円の増額となっている。</p>
【委員】	<p>今回の消防団員の報酬の改正によって、消防団員が増えることは考えられるのか。</p>
【消防総務課】	<p>国としてはそういったことを考慮して、処遇の改善を行っている。出動手当の増額は団員のご家族のご理解も得られると考え、8,000円に増額する。すぐに団員が増えるかという点と難しいとは思いますが、そういった改善を行うことで、団員が増えていくことを期待している。</p>
【委員】	<p>今回の改正で、出動手当について1日を7時間45分とし、日額支給とするとのことだが、1日に複数回災害出動した場合や、1日に災害と訓練に出動した場合はどうなるのか。</p> <p>同じ災害で7時間45分以上従事した場合、また、日をまたぐような災害の場合はどうなるのか。</p>
【消防総務課】	<p>1点目の災害に複数回出動した場合は、日額支給なので複数回出動した場合も基本的には1日当たり8,000円の支給となる。</p> <p>2点目の同日に災害と訓練に出動した場合は、それぞれ支給する。ただ、災害に同日複数回出動した場合で、合計の従事時間が7時間45分を超える場合は、柔軟に対応する。</p> <p>3点目の同じ災害で7時間45分を超える場合は、団員の負担を考慮し、従事時間が7時間45分となった時点で隊員の交代を行い、交替した団員に新たに手当を支給する。</p> <p>また、日をまたぐような災害については、基本的には、2日分を支給する。1日の従事時間が7時間45分を超え、交代ができなかった場合や、日をまたぐような災害で従事時間が短時間となる場合については、業務の負荷や活動時間を勘案して柔軟な対応をしたいと考えている。</p>
【会長】	<p>委員会として意見をまとめる。</p> <p>1点目、出動手当について、現在費用弁償として支出しているものを、出動報酬に改めること。</p>

	<p>2点目、出動報酬の災害出動について、報酬額を1日あたり8,000円とすること。</p> <p>この意見について、妥当であると思われる方は挙手をお願いします。</p>
【委員】	※全員挙手
【会長】	挙手多数となったので、この意見を事務局で取りまとめ、答申として市に回答する。
7 報告事項	
【消防総務課】 消防署西分署運用開始に伴う効果について	
【消防総務課】	※資料のとおり説明
【委員】	※質疑なし
【消防総務課】 消防署南分署整備事業について	
【消防総務課】	※資料のとおり説明
【委員】	※質疑なし
【予防課】 予防課事業報告について	
【予防課】	※資料のとおり説明
【委員】	※質疑なし
【警防課】 消防本部における新型コロナウイルス感染症傷病者対応について	
【警防課】	※資料のとおり説明
【委員】	※質疑なし
【警防課】 搬送用アイソレーターの購入について	
【警防課】	※資料のとおり説明
【委員】	※質疑なし
【警防課】 救急救命士による市民へのワクチン接種について	
【警防課】	※資料のとおり説明
【委員】	<p>私は救急救命士の方に接種をしていただいた。今後も要請があれば救急救命士の方が接種を行うのか。</p> <p>また、42名の救急救命士が勤務をしているとのことだが、勤務体制での充足率は十分なのか。</p>
【警防課】	<p>3回目のワクチン接種の打ち手としての協力体制について、市長からの保健福祉部との併任辞令は継続しており、市から3回目のワクチン接種の協力依頼があれば、協力を行えるよう調整中。</p> <p>42名の救急救命士のワクチン接種について、消防署長を始め、救急救命士の資格を保有する幹部職員も率先して接</p>

	種会場に出向している。42名で十分充足はできている。ワクチン接種の話とは離れるが、救急救命士の資格取得に関しては、継続的に行っていく。
【警防課】救急救命士による市民へのワクチン接種について	
【警防課】	※資料のとおり説明
【委員】	※質疑なし
【消防署管理課・警備課】管理課・警備課の事業報告について	
【管理課】	※資料のとおり説明
【委員】	消防車両について、40m級のはしご車があると思うが、何階くらいの建物に対応できるのか。はしご車に対応できない高層建築物は市内にあるのか。
【管理課】	当市で使用している40m級のはしご車はマンションでいうと13階まで対応が可能。
【予防課】	高層建築物31mを超える建物は市内に建築されている。高層建築物については、スプリンクラー設備等が設置になる場合が多い。内装の不燃化、カーテンや絨毯等についてもそういった素材の使用が義務付けられており、設備面で強化されている。
【委員】	はしご車が届かず、屋上から救出するということも考えられるのか。
【管理課】	ヘリコプターでの救助用スペースを設けている建物もある。そのような建物では航空隊の活動が可能かと思う。
【委員】	化学車があるが、炎上火災で化学車が出動し、泡消火薬剤を使用し、消火活動をしたことが何件あるか。また、P F O S という環境に害のある物質が混入している泡消火薬剤は2022年で廃棄するように通知が出ているが、海老名市ではどのように対応しているのか。
【警防課】	化学車の出動に関しては、以前、東名高速道路でタンクローリーが横転し炎上した火災があった。その際に化学車で消火を行った。海老名市ではP F O S が混入した泡消火薬剤は保有していない。
8 その他	
	※質疑等なし
9 閉会	
【事務局】	※消防総務課長より閉会宣言
※閉会後に、消防署西分署（令和3年4月1日開署）を見学	

